

## 社会福祉法人仁愛福社会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁愛福社会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定、評議員選任・解任委員会運営細則第五条に基づき役員、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、予算の範囲内で報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等も区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、仁愛保育園旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会、評議員会および評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。また、会議又は当法人の運営状況の指導監査業務、当法人指導監査への立会が同一日に開催された場合は、日額報酬を支払うものとする。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和元年 6 月 22 日より一部改正する。

別表 1

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会および評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日 額
理事会および評議員会、監事監査への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円